

協議第26号

納税関係事業の取扱いについて(その2)

納税関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年6月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

納税関係事業の取扱いについて(その2)

納税関係事業のうち下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続する。ただし、電算システムの開発が整い次第実施する。

- ・コンビニエンスストアでの市税収納

平成19年 7月 3日

原案承認

・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (納税関係事業)

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
26		納税関係事業の取扱い				
	1	固定資産評価審査委員会	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	2	納税組合	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	3	口座振替制度	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	4	納期及び納付書発送	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	5	軽自動車標識交付及び廃車	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	6	コンビニエンスストアでの市税収納	企画財政部会	第4回		熊本市のみ

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:企画財政部会

協議項目	26 納税関係事業の取扱い	小項目名	6 コンビニエンスストアでの市税収納
調整方針	新市の事業として継続する。ただし、電算システムの開発が整い次第実施する		

調 査	現 況		調整の具体的な内容
	市町名	現況	
市町別内容	熊本市 富合町	1. コンビニエンスストアで収納できる税目 ・軽自動車税 → 平成 19 年度課税分から実施予定 ・市県民税・固定資産税 → 平成 20 年度課税分から実施予定 2. 利用可能店舗 約 4 万店舗（全国利用可） 3. 収納委託手数料（19 年度） 57.75 円／1 件（税込） 4. 事業費 平成 18 年度予算額 35,590 千円 （収納システム等の開発経費）	新市の事業として継続する。 ただし、電算システムの開発が整い次第実施する。